

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成23年12月  
総務省自治税務局

## 1 改正の趣旨

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るための「地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）」の施行に伴い、個人住民税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税の特例措置に関する細目を定める必要がある。

## 2 主な改正の内容

- (1) 津波避難施設に係る固定資産税の特例措置の対象資産として自動解錠装置等を定める等の特例措置の細目を定める。
- (2) 東日本大震災による被災農地の代替農地の取得に係る不動産取得税の特例等の適用を受けるための手続の細目として、提出すべき書類等について定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

原則として、公布の日から施行する。